

全國労働同盟歌

- 一、大衆の歩武堂々と
資本の牙城にせまる
戦志固く 團結の
血盟の旗 守れ
(折返し)
イザ進め 暴壓の
嵐吹く 戦場に
プロレタリアの血ににじむ
全勞の旗 なびく
- 二、奴隸の鐵鎖たち切りて
われらは腕を組みぬ
血に飢えしブルジョアの
魔の手を拂ふは誰ぞ
- 三、闘ひをさけ屈辱の
安きにつくは誰ぞ
労働者 解放の
使命を知らぬ者ぞ
- 四、専制能くなき支配者の
暴虐の鞭高し
正義に生きる者をみよ
自由の歌をうたふ
- 五、理想にもゆる大衆の
誓は全士に満ちて
見よ 搾取なき社會まで
われらの旗は 進む

つた特殊の重要な意義をもつものである。それは單なる労働立法制定要求の闘争であつてはならない。資本主義の上昇期にあつては、資本案及びその政府は、労働階級が自覺と闘争化して來る傾向を見得て豫め妥協するため、進んで社會政策的立法を採用した。労働組合法の如きも比較的容易に採用せられ、漸次に労働階級の要求によつて改正せられた。しかし、それは既に過去のことだ。我等は今、没落期の資本主義のうちにあつて、しかも、恐慌の苦惱を、××と労働者農民の犠牲のインフレーションに依つて救ふとするファツシヨ非常時日本に當面して、労働組合の擴大強化のために戦つてゐる。我等の戰闘的意志と行動が一旦緩めば、それだけ我等は後退させられるのだ。かゝるときに於ける労働組合法獲得闘争は、労働組合にとつては、日常不斷の闘争でなければならぬ。凡ゆる職場に於て、また、街頭に於て、資本案及びその政府の組合壓迫に抗争する大衆的闘争を掻き起し、常に労働組合の擴大強化を促すと共に、それらの闘争を自主的労働組合法即時制定の闘争に進展せしめやうにせねばならぬ。

實行方法

- 一、我が全國労働の各職場に於て凡ゆる機會を捉へて労働組合公認、團體協約權の獲得を期して闘争すること。
- 二、未組織大衆に對しては、日常闘争を通じて、本運動の趣旨を宣傳し啓蒙すること。就中、大企業下の労働者に對して。
- 三、大阪聯合會大會に提案し同盟本部並に社會大衆黨並に友誼團體と協力して全國的闘争を展開すること。

労働立法制定並に改廢に關する件

提案 本部理事會
 説明 盛田文治
 主 文

吾等は労働者階級の生活を擁護する爲めに労働者の利害を中心とする労働立法の制定を要求すると共に現存の労働立法の改廢を期す

理由

現存する労働立法は、労働階級を保護せんが爲めに制定